巻頭特集

未来への取り組み
～23区の未来図～

第20回 江戸川区

「ともに、生きる。」江戸川区
～共生社会の実現に向けて～

江戸川区では2100年の未来に向けて、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、区民の声をもとに「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」を策定しました。その実現のため、庁内に新設した「空想係」の取り組みや、各部署で実施している事業（メタバース区役所、ひきこもり支援事業、多文化共生センター）について、紹介します。

江戸川区の理想の未来に向けて制定した条例と区民と策定したビジョン

基本理念に基づく「ともに生きるまちを目指す条例」

江戸川区には、障害のある方、ひきこもりの状態の方、LGBTQの方、外国籍の方など、さまざまな背景を持つ人々が生活しています。区では「ともに、生きる。」をスローガンに、「誰一人取り残さないまち」を目指すことを基本理念とし、多様性が調和する共生社会を築くことが今後も江戸川区を持続可能なものにしていくために必要ではないかと考えました。この基本理念に基づき、区の果たすべき役割を明文化したものが令和3（2021）年7月に制定した「ともに生きるまちを目指す条例」です。

特徴ある「前文」と、全8条からなる「条文」とで構成

「ともに生きるまちを目指す条例」は、「ともに生きる。私たちは、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。」から始まる前文と、全8条からなる「条文」で作られています。前文は、目指す未来のまちの姿をわかりやすく伝えるため、「人」「社会」「経済」「環境」「未来」という5つの分野において「ともに生きる」をキーワードに短い文章でメッセージをまとめています。また、条例の理念や制定への決意も記し、条例全般にわたる解釈や今後の取り組みの基準にもしています。このような前文を設ける条例は、全国的にも珍しいものです。

条文は、第1条（目的）と第2条（定義）では区・区民・事業者が目指すまちの姿やそれぞれの役割を明文化。第3条（区の責務）と第4条（区民等及び事業者の役割）では、共生社会の実現は、区が主体となり、区民・事業者と一緒に取り組むと明記。第5条（基本的施策）、第7条（政策等への反映）、第8条（変化への対応）では区が取り組むことを示しています。また第6条（災害等への対応）は三方を川と海に囲まれた江戸川区だからこそ設けた項目です。

なお、この条例には、外国語版（英語、中国語、韓国語）や8つの個別条例（「ともに生きるまちを目指す条例」に紐づく個別条例）もあります。

▲ともに生きるまちを目指す条例

「ともに生きるまちを目指す条例」に紐づく個別条例

高齢者	歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例（令和5年11月公布）
障害者	障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月公布）
生活困窮者	生活に困窮しても安心して暮らせるまち条例（令和7年12月公布）
ひきこもり	ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例（令和5年11月公布）
子ども	子どもの権利条例（令和3年6月公布）
男女平等・LGBTQ	性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年3月公布）
多文化共生（外国人）	多文化共生のまち推進条例（令和5年12月公布）
経済	活力ある区内産業を推進する条例（令和5年11月公布）

2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）

江戸川区では令和4（2022）年8月、区の未来に向けた長期構想として、「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」を策定しました。2100年にかけて、江戸川区の人口や予算、職員数が大きく減ると推計されている中、このままなりゆきまかせで進む未来と、将来を見据えて今から行動し始めた未来が並行して進むパラレルストーリー形式で描いたビジョンです。これらの「協力しあうことなく2100年をむかえる江戸川区」と「ともに力をあわせて2100年をむかえる江戸川区」の2つの世界にそれぞれ生まれた赤ちゃんのものがたりを、区のホームページからご覧になれます。また、区役所の窓口では、製本版を販売しています。

ビジョンの策定にあたっては、区の広報誌やホームページを通じて、区が目指す2100年の「明るい未来」について、区民を中心に広く意見を募集しました。令和3（2021）年4月15日から5月25日の募集期間で区内外からたくさんのご応募があり、計7904件のご意見をいただきました。

いただいたご意見は、AI（人工知能）を活用して文字起こしを行い、その中でよく使われているキーワード（自然、子ども、緑、豊か、安心など）を抽出しました。これを基に区民の皆さんとのオンラインミーティングや、区の関連団体、区議会議員の方々とのワークショップ（コロナ禍のため書面開催）を通じて、江戸川区の理想の未来を形にしていきました。

共生社会ビジョン

「共生社会ビジョン」を実現するために「空想係」を新設

区は「共生社会ビジョン」の実現に向けて、国内外の最新動向やアイデアを収集し、区の取り組みに反映させるため、令和6年度、経営企画部企画課に「空想係」を新設しました。空想係とは、これまでの既存の枠組みにとらわれない、新たな視点を取り入れた部署です。庁内各部署と連携することはもとより、官民問わず外部人材と交流し、民間企業ではどのような未来を描いているかなどの意見交換をしています。最新の動向や知識などを蓄積し、その知見を基に目指す未来のための課題解決などに役立つ新たな発想・着眼点を生み出し、具体化に向けた検討を行っています。

出前授業

「空想係」が実施している出前授業などの取り組み

空想係が実施している取り組みの一つに、小中学生などを対象とした出前授業があります。授業では「共生社会ビジョン」の内容紹介や持続可能な社会の実現に向けて取り組めることを考えるワークショップなどを行っています。参加した児童からは、「これからは近所の人と挨拶をするなど、もっとコミュニケーションをとりたいと思いました」などの意見を聞くことができました。また、令和7（2025）年8月に株式会社朝日新聞社とパナソニック株式会社が製作している「未来空想新聞2042」に空想係が執筆した記事が掲載されました。これをきっかけに、令和7（2025）年10月、区内の中高生と一緒に「未来空想新聞2042江戸川区版」を製作するなど取り組みが広がっています。

「未来空想新聞 2042」に掲載された江戸川区の記事

区の理想の姿の実現に向けて始動した3つの事業

メタバースで実現する もう一つの区役所

江戸川区は令和6（2024）年6月、インターネット上の仮想空間で区役所と同じサービスを提供する「メタバース区役所」を開設。区が目指す「来庁不要の区役所」の取り組みの一つで、区職員がアバター（分身）となって様々な手続きや相談に応じます。この取り組みは、これまで区役所と関わりの少なかった区民との新たな接点になることも期待されます。開設当初の相談事業は、福祉部、子ども家庭部、健康部、生活振興部、教育委員会事務局の5部局28テーマに限定し、予約制で週1回実施していましたが、令和7（2025）年の11月からは相談業務を行う全ての部署119テーマで実施し、相談日も週5日（予約制）に拡大しました。

相談日拡大前の実績になりますが、開設から令和7（2025）年10月末までに80件ほどの相談実績があり、相談内容は、子育てや保育、公営住宅への入居や生活困窮、国民健康保険など多岐にわたります。利用者からは、「匿名なので相談しやすい」「身支度不要で気軽に相談できる」などの意見が寄せられています。

4月からはAI導入により24時間365日対応可能に

開設から1年半の実績を積んできたメタバース区役所は、令和8（2026）年4月に全面リニューアルします。プラットフォームを新しくし、メタバースを初めて利用する方でも操作しやすいようにガイダンス機能を設けます。平日の開庁時間における区職員のアバター対応に加え、区のホームページに掲載されている情報を基に、区政に関する情報や相談予約の仕方、各種手続き方法などの質問に回答する生成AIのアバター「AIコンシェルジュ」が24時間365日対応します。また、江戸川区には外国籍の方が多いため、相談対応の言語についても日本語だけではなく、英語、中国語、韓国語、ヒンディー語に広げることを予定しています。

▲メタバース区役所

▲パソコン、スマートフォン等からどこでも手軽に参加！アバターを自由にカスタマイズして、メタバース区役所においでください

▲プリセットアバターもご用意しています

▲お待ちしております！

▲職員と会話やチャットが可能です 資料等を一緒に見ながら、ご相談に対応します！

父親の言葉が原点となったひきこもり支援施策

江戸川区がひきこもり支援施策に取り組むきっかけは、「この子のひきこもりが治るなら50万円でも100万円でも安い」というひきこもりの状態の方を抱える父親の一言でした。当時江戸川区の福祉部長だった現区長がこの言葉を直接聞き、「ひきこもりは社会で取り組むべき問題だ」と強く認識したことが原点です。施策は、現区長が就任した令和元年度のひきこもり実態調査から始まり、令和2年度にはひきこもり施策担当係が発足しました。令和元年度の調査で算出されたひきこもり当事者数が少なかったため、「声に出せないひきこもりの状態の方や家族が必ずいる」と考え、徹底した実態調査を令和3年度と5・6年度に続けて実施し、約1万人のひきこもり当事者を把握。そのうち約千人がこれまでにひきこもりの相談支援につながっています。

ひきこもり支援施策は「相談支援」、「居場所事業」、講演会・交流会・リーフレット作成などの「周知啓発」、ひきこもり支援協議会とひきこもり支援連携会議の「会議体」の大きく4つです。相談支援は面会、電話、オンラインなど、相談者の希望に沿う形で行います。居場所事業はひきこもりに悩む当事者がつながる家族会と、外に出るのが難しい方にはメタバース居場所、そして就労体験もできる区営の駄菓子屋事業があります。

ひきこもりの状態の方が安心して過ごせる「駄菓子屋居場所」

居場所事業の一つ「江戸川区駄菓子屋居場所よりみち屋」は、ひきこもりの状態の方が安心して過ごし、駄菓子販売を通じた就労体験により社会とのつながりと自立の促進を目指す場所として、令和5（2023）年1月にオープンしました。店内にはテレビやボードゲーム、漫画などがあり、無料で利用することができます。また、駄菓子の購入や居場所スペースは、ひきこもりの状態の方でなくても利用できます。

江戸川区駄菓子屋居場所
よりみち屋
江戸川区瑞江2-4-3 プラウド瑞江102
開所時間：10:00～17:00
定休日：土・日曜、祝日（イベントは不定期開催）
※第2・4土曜は営業

在住外国人の生活支援拠点 江戸川区多文化共生センター

江戸川区は令和5（2023）年8月、区内全ての外国人世帯（約2万世帯）を対象に、「住みよいまちにするために区に取り組んでほしいこと」を伺うアンケートを実施しました。結果は、「日常生活の困り事の相談場所と機会の提供」「日本人との交流の機会の創出」「日本語学習の支援」が上位3位を占めました。これらの要望に応えるため、外国人生活支援の拠点として、令和6（2024）年10月に江戸川区多文化共生センターを設置しました。

当センターの事業の一つである相談事業は、日常生活の困り事相談と通訳提供が主な内容です。区役所での手続きなどの相談の場合、センターから通訳を繋いだまま担当部署へ取り次ぐケースもよくあります。在留資格の手続きやご家族を日本に呼びたいなど、区役所で解決できない内容については国の専門機関につないでいます。交流事業は日本の文化を紹介する親子イベントなどを開催しており、交流の場を提供しています。日本語学習支援の機会の提供は、令和7年度から1回90分の日本語クラスを開催。挨拶や買い物などの日常生活に必要な基礎的な日本語学習のほか、日本の生活習慣やルール、マナーについてもお伝えしています。

江戸川区多文化共生センター
江戸川区船堀4-1-1
タワーホール船堀3階
開館時間：9:00～17:00
休館日：日曜、月曜、祝日、年末年始

外国の方向け生活情報▶

誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを目指して

江戸川区では「ともに生きるまち」実現のためにさまざまな施策を実施していますが、それらはいずれも障害のある方や外国籍の方などを特別扱いするものではなく、一人の区民として同じように行政サービスを受けられるよう、足りない部分を埋めていくための取り組みです。「ともに生きるまちを目指す条例」で掲げた理念や「共生社会ビジョン」の実現に向けて年齢、性別、国籍、障害の有無などを問わず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちを目指して、引き続き取り組みを進めていきます。